入札説明書

奈良県立美術館北側敷地フェンス工事

令和５年９月

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課

入札説明書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1　競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第２に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）入札書の提出の日から開札の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」といいます。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（４）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（５）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（６）入札公告第２に「この工事の入札に係る設計業務の受託者」が示されている場合は、次のア又はイに該当しないこと。

ア　当該受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者

イ　代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

2　入札方法等

（１）入札書（様式Ｎ－１）は、**書留郵便**により提出してください。

（２）入札書の宛名は「奈良県知事　山下　真」としてください。

なお、記入に際しては、「（記載例１）入札書記載例」を参照してください。

（３）郵送は二重封筒とし、表封筒に「１０月１８日開札　奈良県立美術館北側敷地フェンス工事　入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書と工事費内訳書（施工体制確認調査書類様式２）を入れ、封筒の裏を代表者印で封印してください。「（記載例２）入札書に係る

中封筒の記載例」を参照してください。「奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長あて」の親展として、期限までに１１に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到着したもののみ有効です。

（４）提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（５）入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

3　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

（１）入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

（２）競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

（３）奈良県契約規則(昭和３９年５月奈良県規則第１４号。以下「契約規則」といいます。）第７条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

（４）開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4　落札者の決定方法

（１）予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。開札に代理人が立会を行う場合は、委任状（様式N-2）を持参し提出してください。

落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。代理人が「くじ」を行う場合は委任状（様式Ｎ－２）を持参し提出してください。

当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。

（２）開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

5　競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、次により競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工

体制確認調査を実施します。

（１）競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア　提出部数　各１部

イ　提出期限　入札公告第３に記載のとおり

期限までに提出されない場合は失格となります。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

ウ　提出方法　入札公告第３に記載のとおり

（２）競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア　作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。

エ　提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

オ　競争入札参加資格確認申請書は様式Ｓ１により作成してください。

カ　競争入札参加資格確認資料は下記（ア）～（エ）のとおりとし、次に従い作成してください。

（ア）設計業務受託者との関連及び経営事項審査の結果を示す書面（書式Ｓ３）

入札公告第２の４に定める設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日を記載してください。また、総合評価値通知書の写しを添付してください。

（イ）配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式Ｓ６）

入札公告第２の５に定める資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を記載してください。また、主任（監理）技術者については、入札説明書別表１の資格を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類（コリンズ竣工登録（登録内容確認書（工事実績））等）及び３か月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付してください。実務経験により資格を有する場合は、実務経験証明書を添付してください。

なお、配置予定技術者が提出時点で他の工事に従事している場合は、工事開始指定日の前日までに現在従事している工事が完成し、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）しており、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、または途中交代が認められる場合に限ります。

（ウ）現場代理人報告者（様式Ｓ８）

入札公告第２の６に定める資格があることが判断できる現場代理人の所属及び採用年月日を記載してください。また、３か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

（エ）モラルに対する決意（様式Ｍ１）

（３）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

６　施工体制確認調査

開札後、落札候補者は、（２）エの提出書類一覧に示す様式１、３に定める提出書類に添

付資料を添えて提出してください。提出書類の審査を行うとともに聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

聞き取り調査には、入札責任者と配置予定技術者の出席を要します。

なお、聞き取り調査の際、本人確認をしますので、監理技術者資格者証、運転免許証等を提示してください。

適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

（１）施工体制確認調査書類の提出

ア　提出部数　各１部

イ　提出期限　入札公告第３に記載のとおり
期限までに提出されない場合は失格となります。
次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

ウ　提出方法　入札公告第３に記載のとおり

（２）施工体制確認調査書類の作成等

ア　作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ　提出された施工体制確認調査書類は、施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ　提出された施工体制確認調査は返却しません。

エ　施工体制確認調査書類は下記のとおりとし、次に従い作成してください。

提出書類一覧

様式１	施工体制確認調査報告書
様式２	工事費内訳書（レベル３まで） ※入札時に提出（入札参加者全て）
様式３	工程計画

＊　なお、様式２については、入札公告第３に示す「入札書及び工事費内訳書の提出」期限までに、入札書とともに提出してください。

その際、様式２に「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載してください。

誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

また、添付もれの場合は失格となります。

＊　本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。

＊　提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における書類の訂正、差替え等はできません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。提出書類に不備（積算内容に影響しない軽微な不備を除きます。）がある場合は失格となります。

＊　下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

（ア）施工体制確認調査に協力しない場合

（イ）配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

（ウ）工程計画が工事仕様等に適合しない場合
（エ）工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合
（オ）法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
（カ）上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

（３）施工体制確認調査書の作成説明会

実施しません。

7　技術者の配置

落札者は、５（２）カ（イ）に定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な場合に限ります。

なお、契約日から工事開始指定日の前日までの期間は、配置予定技術者の配置を要しません。

8　現場代理人の配置

落札者は、５（２）カ（ウ）に定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

9　入札中止条件

この入札手続執行途中で、発注者がやむを得ない事由により入札の執行を中止すべきと判断したときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

10　契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第１７条第１項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

11　入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒６３０－８５０１
奈良市登大路町３０番地
奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係
電 話　０７４２－２７－８４７８（直通）

12　その他

契約日から工事開始指定日の前日までの期間の当該工事現場の管理は発注者の責任において行うものとし、工事に着手（測量、仮設物の設置及び資材の搬入等の準備工事を含む。）してはならないものとします。

別表１

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	①建築工事に関し、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校を含みます。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後３年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの ②建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成６年文部省告示第８４号）第２条に規定する専門士又は同規程第３条に規定する高度専門士を称するもの ③建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後５年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの ④建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正１４年文部省令第３０号）による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後５年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和１８年文部省令第４６号）による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後３年以上実務の経験を有する者 ⑤建築工事に関し１０年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理又は２級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限ります）とするものに合格した者 ⑦建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者 ⑧国土交通大臣が①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

注：⑤の「１０年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、建築工事に関して延べ１２０か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ１２０か月以上の工事経験が必要になります。